

## 千葉市議会の会議録等の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、千葉市議会委員会条例（昭和31年千葉市条例第25号）、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）、千葉市議会会議規則（昭和42年千葉市議会規則第1号）及び千葉市議会事務局処務規程（昭和37年千葉市議会規程第2号）に定めるもののほか、千葉市議会の会議録等の作成、配布及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議録等 会議録、委員会記録、理事会等記録及び協議会記録をいう。
- (2) 会議録 定例会及び臨時会の本会議（予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会（以下「予算決算特別委員会」という。）の議場において開催される会議を含む。）の記録をいう。
- (3) 委員会記録 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（予算決算特別委員会の分科会を含む。）の会議（予算決算特別委員会の前号に掲げる会議を除く。）の記録（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) 理事会等記録 議会運営委員会及び予算決算特別委員会の理事会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の分科会（予算決算特別委員会の分科会を除く。）、小委員会及び連合審査会の会議の記録をいう。
- (5) 協議会記録 全員協議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員協議会の会議の記録をいう。

(委員会記録等の記載事項)

第3条 委員会記録、理事会等記録及び協議会記録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開議、散会、中止及び休憩の日時
- (2) 会議の場所
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 会議に付した事件
- (7) 議事の経過
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員長その他当該会議を主宰する者又は当該会議において必要と認めた事項

(作成方法)

第4条 会議録及び委員会記録は、録音機器によって記録した当該会議の議事を逐語反訳する方法により作成するものとする。

2 会議録及び委員会記録は、秘密会の議事並びに取消し及び訂正に係る発言（以下この項において「秘密会の議事等」という。）を掲載した記録の原本を書面をもって作成するほか、秘密会の議事等を削除した配布用の記録（以下「配布用記録」という。）を書面及び電磁的記録をもって作成するものとする。

3 前項の場合において、会議録及び委員会記録には、委員会記録に係る配布用記録を除き、当該会議に用いた資料を添付するものとする。

4 理事会等記録及び協議会記録は、録音機器によって記録した当該会議の議事を要点筆記する方法により、書面及び電磁的記録をもって作成するものとする。ただし、当該会議を公開した場合は、第1項から前項までの規定による委員会記録に準じて作成するものとする。

(作成期限)

第5条 会議録等は、会議が開かれた日から原則として120日以内（2月又は3月に開かれた会議に係る会議録等にあつては、150日以内）に作成するものとする。

(配布及び公表)

第6条 会議録及び委員会記録は、議員（委員会記録にあつては、各会派）及び市長その他議長が必要と認める者に、書面による配付用記録を印刷し製本の上、配布するとともに、電磁的記録による配布用記録を提供するほか、本市議会のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

2 理事会等記録及び協議会記録は、当該会議を公開した場合に限り、議長の決するところにより、ホームページに掲載して公表するほか、必要と認める者に書面の配布又は電磁的記録の提供を行うものとする。

(暫定版の公表)

第7条 会議録及び委員会記録は、前条第1項の規定による公表が行われるまでの間、作成中の配布用記録から当該会議に用いた資料を除いたものを確定前の暫定版としてホームページに掲載して公表するものとする。

(録音機器による記録の廃棄)

第8条 会議録等が作成された場合は、録音機器による当該会議の議事の記録（それに基づき作成された資料を含む。）を廃棄するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の作成、配布及び公表に関する取扱いに関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。  
(千葉県議会委員会等記録取扱い要綱の廃止)
- 2 千葉県議会委員会等記録取扱い要綱（平成12年4月1日施行）は、廃止する。